

医療制度改革関連法に関する 都道府県説明会資料（老健局分）

- 1 療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備について…… 1
- 2 療養病床の転換に係る第3期介護保険事業（支援）計画Q&A…… 11
- 3 療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について…… 13
- 4 療養病床の再編成に伴う経過型介護療養型医療施設、
介護老人保健施設等の指定基準及び介護報酬…… 19

平成18年7月10日

療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備について
—「地域ケア整備指針(仮称)」の策定—

1 趣旨

(1) 今後本格化する療養病床の再編成を踏まえ、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備が求められる。

このような取り組みについては、都道府県では「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」の3つの計画に関連するなど、各分野にわたる横断的・統一的な基本方針の策定と関係部局の密接な連携が重要となってくる。

(2) このため、上記の取り組みを推進する観点から、

- ① 国において、地域ケア体制の整備の基本方針等を内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するとともに、
- ② 都道府県における「地域ケア整備構想(仮称)」の作成を支援するものとする。

2 国の「地域ケア整備指針(仮称)」について

(1) 国において、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定する。

① 地域ケア体制の整備の基本方針

○ 療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズ・利用見込みの設定について

○ 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯の増加等を踏まえたサービスニーズの推計、それに対応した利用見込みの設定に関する考え方を提示。

③ 療養病床の転換について

○ 個別の医療機関(療養病床)の転換を進める場合に配慮すべき事項などを提示。

④ 各計画への反映について

○ 「介護保険事業支援計画」「医療計画」「医療費適正化計画」へ反映させる場合に配慮すべき事項を提示。

(2) 上記の「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するために、関係部局と連携して

- ① 学識経験者等からなる研究班を設置するとともに、
- ② 介護施設(特に療養病床)の整備水準や高齢化の状況、将来的なニーズ等を踏まえ、全国数カ所(老人保健福祉圏域単位)を対象に、当該都道府県と共同で地域ケア体制のモデルを策定する「地域ケアモデルプラン事業(仮称)」を展開する。

3 都道府県の「地域ケア整備構想(仮称)」について

(1) 都道府県は、国の「地域ケア整備指針(仮称)」等を踏まえ、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備構想(仮称)」を作成するものとする。

① 地域ケア体制の整備の方針

- 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズについて

- 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を踏まえたサービスニーズを提示。

③ 各サービスの利用見込みについて

- 将来のサービスニーズに対応した、各サービスの利用見込みを提示。

④ 療養病床の転換について

- 療養病床の転換プランを提示。

(2) 都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定する。

4 今後のスケジュール

OH18年夏 <国>地域ケア整備指針について研究班を設置し、検討を開始。

地域ケアモデルプラン事業を開始。

<都道府県>療養病床関係調査の実施

秋 <国>「地域ケア整備指針案(中間とりまとめ)」の公表。

<都道府県>「地域ケア整備構想」の検討開始

冬 <国>「地域ケア整備指針(最終とりまとめ)」の決定。

※地域ケアモデルプランも提示。

OH19夏 <都道府県>「地域ケア整備構想」の策定

までに

地域ケア整備指針（仮称）と関係計画の位置付け(案)

国

都道府県

療養病床の再編成に伴う地域ケア整備指針の検討

地域ケア整備指針（仮称）の検討

- ・地域ケア体制整備の基本方針
- ・地域の利用見込みの設定
- ・療養病床の転換
- ・各計画への反映

地域ケアモデルプランの作成

- ・具体的にいくつかの老人保健福祉圏域を取り上げ、地域の施設整備水準、高齢化の状況、将来ニーズ等に応じたモデルプランを作成

地域ケア整備指針（仮称）（H18年中目途）

反映

＜療養病床の転換に関連する部分＞

介護保険事業支援計画の基本指針（H19目途）

- （都道府県計画・市町村計画の基本的事項（参酌標準、他の計画との関係等）等）

医療計画の基本指針（案）（H19目途）

- （医療機能に関する指標
・望ましい保健医療提供体制 等）

全国医療費適正化基本方針（案）（H19目途）

- （平均在院日数の短縮に関する政策目標
・医療費の見通し 等）

（市町村と協力の上以下を策定）

都道府県地域ケア整備構想（仮称）（H19夏目途）

反映（H20～）

- ・地域ケア体制整備の方針
- ・各サービスの利用見込み
老健施設・特養・ケアハウス等
…老人保健福祉圏域単位
都道府県が広域的に調整
地域密着サービス
…市町村の日常生活圏域単位
- ・療養病床の転換
相談体制・助成等転換支援措置の検討

第4期介護保険事業支援計画（H21～23）

- ・各年度の施設の必要利用定員総数
- ・介護サービス量の見込み 等

都道府県医療計画（H20～24）

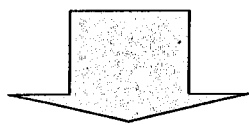
- ・医療機関の機能分化・連携と医療機能の集約化・重点化の促進
- ・事業別の指標と数値目標
- ・事業ごとの医療連携体制 等

都道府県医療費適正化計画（H20～24）

- ・平均在院日数の短縮に関する政策目標
- ・療養病床数の目標
- ・医療費適正化の取組を行うことによる医療費の見通し 等

地域ケア体制の整備について①

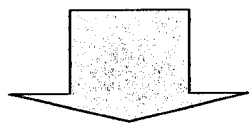
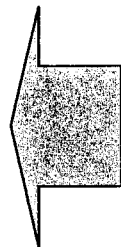
- 今後本格化する療養病床の再編成を踏まえ、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備を行うことが必要。



- このため、都道府県において、地域ケア体制の整備方針である「地域ケア整備構想」を作成。

【国の支援】

地域ケア体制の整備の基本方針等を内容とする「地域ケア整備指針（仮称）」の策定等



- 都道府県は地域ケア整備構想を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定することにより、各分野にわたる横断的・統一的な基本方針の策定と関係部局の密接な連携を図る。

地域ケア体制の整備について②

<国が策定する「地域ケア整備指針(仮称)>

① 地域ケア体制の整備の基本方針

○ 療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズ・利用見込みの設定について

○ 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯の増加等を踏まえたサービスニーズの推計、それに対応した利用見込みの設定に関する考え方を提示。

③ 療養病床の転換について

○ 個別の医療機関(療養病床)の転換を進める場合に配慮すべき事項などを提示。

④ 各計画への反映について

○ 「介護保険事業支援計画」「医療計画」「医療費適正化計画」へ反映させる場合に配慮すべき事項を提示。

上記を策定するために… { ・学識経験者からなる研究班を設置
・「地域ケアモデルプラン事業(仮称)」を展開

地域ケア体制の整備について③

<都道府県が作成する「地域ケア整備構想(仮称)>

① 地域ケア体制の整備の方針

- 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズについて

- 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を踏まえたサービスニーズを提示。

③ 各サービスの利用見込みについて

- 将来のサービスニーズに対応した、各サービスの利用見込みを提示。

④ 療養病床の転換について

- 療養病床の転換プランを提示。

※都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定する

地域ケア体制の整備について④

<今後のスケジュール>

○H18年夏 <国>地域ケア整備指針について研究班を設置し、検討を開始。
地域ケアモデルプラン事業を開始。

<都道府県>療養病床関係調査の実施

秋 <国>「地域ケア整備指針案（中間とりまとめ）」の公表。

<都道府県>「地域ケア整備構想」の検討開始

冬 <国>「地域ケア整備指針（最終とりまとめ）」の決定。

※地域ケアモデルプランも提示。

○H19年夏 <都道府県>「地域ケア整備構想」の策定
までに

1 事業実施目的

- ・療養病床の再編成は、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」の各分野横断的に関連するものであり、各地域において将来的なニーズや社会資源の状況等に即して計画的に対応を図ることが必要である。
- ・このため、都道府県において療養病床の受け皿づくりを含めた「地域ケア体制」の計画的な整備を図るために各計画横断的・統一的な考え方を示す「地域ケア整備構想(仮称)」を策定するとともに、その作成を支援するため、国において地域ケア体制の整備の基本方針等を内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定することとしている。
- ・本研究では、将来の高齢化や世帯構造の変化等の分析方法の開発、将来の動向や地域の要介護者の状況を踏まえた当面のサービスニーズ・利用見込の推計方法の研究開発など、国が地域ケア整備指針案を今後まとめる際の基礎的技術的事項に関する調査研究を行う

2 検討課題

- ①将来の高齢化や世帯構造の変化等の分析方法の開発、将来の動向や地域の要介護者の状況を踏まえた当面のサービスニーズ・利用見込の推計方法の研究開発を行い、必要なワークシートを作成する。
- ②介護施設(特に療養病床)の整備水準や高齢化の状況、将来的なニーズ等を踏まえ、全国数カ所(老人保健福祉圏域単位)を対象に、地域ケア整備構想のモデルプランを作成する。

3 研究班メンバー

○開原成允

財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構理事

高橋紘士

立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ福祉学科教授

小山秀夫

静岡県立大学経営情報学部教授

鳥羽研二

杏林大学医学部高齢医学教授

内藤佳津雄

日本大学文理学部心理学科助教授

岡本悦司

国立保健医療科学院経営科学部経営管理室長

浅見泰司

東京大学空間情報科学研究センター副センター長

河口洋行

国際医療福祉大学医療経営管理学科助教授

藤井賢一郎

日本社会事業大学客員教授

井上由紀子

国立保健医療科学院施設科学部主任研究官

台 豊

青山学院大学法学部助教授

五十嵐智嘉子

社団法人北海道総合研究調査会常務理事

山内孝一郎

妙高市企画政策課未来プロジェクト室長

畠山輝雄

社団法人神奈川県地方自治研究センター研究員

○印座長

地域ケア整備構想のモデルプラン作成について

1 趣旨

地域ケア整備に関する研究班では、次の3つの観点から、特性ある地域を有する都道府県と協力して、地域ケア整備構想のモデルプランを策定し、研究班における整備指針の基本的考え方の整理やワークシート等に反映する。

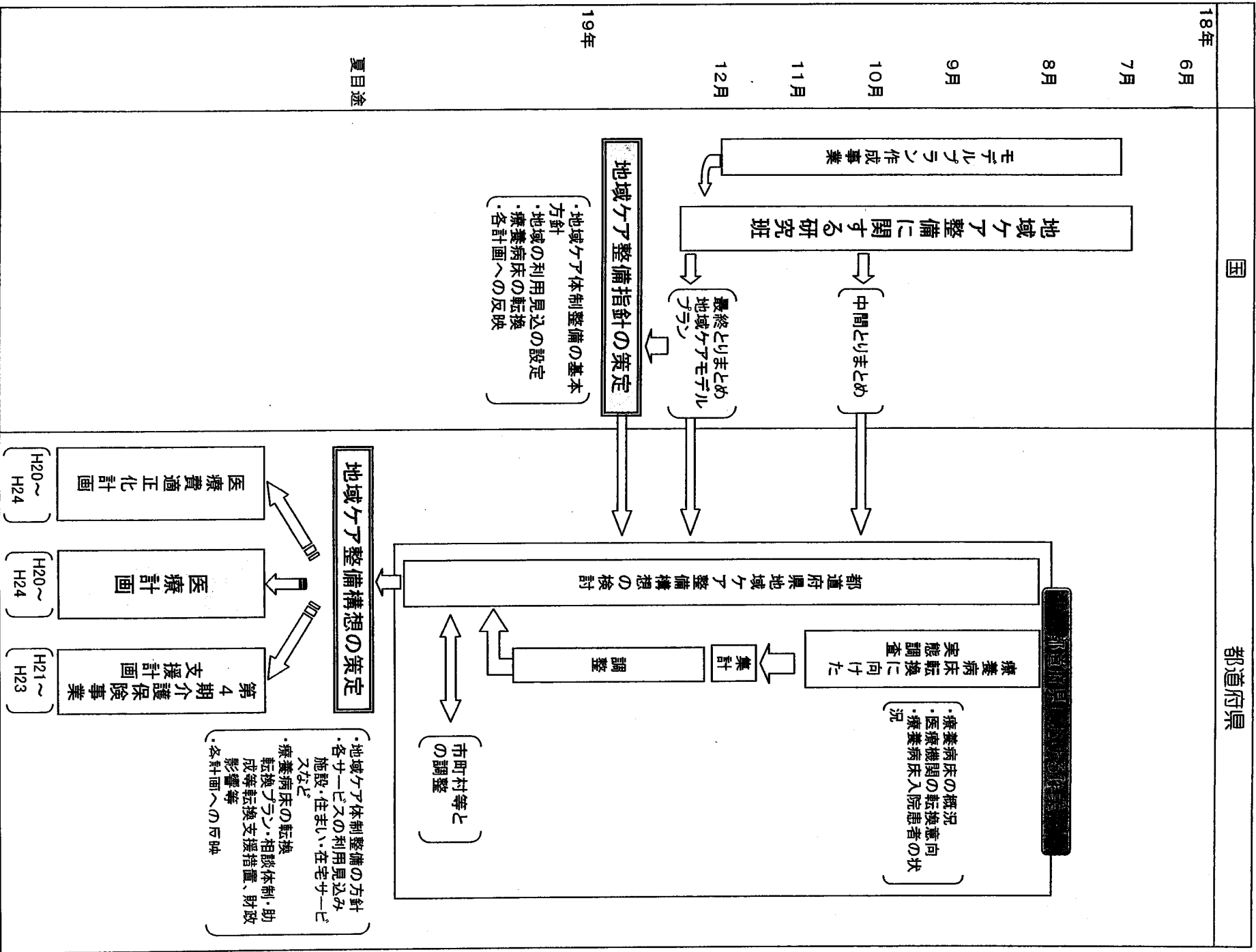
- ①地域ケア整備構想作成に当たり整理を要する課題を洗い出し、対応策を検討する。
- ②療養病床の配置状況は地域間の差が大きいことから、地域的な特色に応じた課題と対応方策を整理・検討する。
- ③実際の策定過程で生ずる課題を整理し、対応策を検討する。

2 モデルプラン作成自治体

下表の特色が見られる地域のある都道府県・政令市でモデルプランの作成に向け協力が得られる次の自治体とする。

① 全国的に見て療養病床数が多い地域	北海道、高知県、熊本県、北九州市
② 現段階では高齢化率は低いが将来的に高齢者のみ世帯が増加する等ニーズの大幅増が見込まれる都市地域	東京都、神戸市
③ 現に高齢化率が高い地域	新潟県、鳥取県

当面のスケジュール(案)



療養病床の転換にかかる第3期介護保険事業（支援）計画 QA

問 第3期介護保険事業（支援）計画期間における療養病床から老人保健施設等の転換に伴う取扱如何。

（答）

- 第3期介護保険事業（支援）計画期間（平成18年度～平成20年度）内における療養病床からの転換に係る介護保険施設の指定等については、各市町村（都道府県）が策定した介護保険事業（支援）計画において定められている必要利用定員総数の範囲内で行うことになる。
- なお、上記において第3期期間内に介護療養病床又は医療療養病床を老人保健施設へ転換することについては、老人保健施設の必要利用定員総数のみでは空きがない場合であっても、老人保健施設と介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは、当該転換は可能である。

また、これと同様に、

- ① 第3期期間内に介護療養病床又は医療療養病床を特定施設へ転換することについては、特定施設（地域密着型特定を除く。以下同じ）の必要利用定員総数のみでは空きがない場合であっても、特定施設と介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは、当該転換は可能である。
- ② 第3期期間内に介護療養病床又は医療療養病床を特別養護老人ホームへ転換することについては、特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下同じ）の必要利用定員総数のみでは空きがない場合であっても、特別養護老人ホームと介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは、当該転換は可能である。

- さらに、第3期期間内における老人保健施設の新増設に当たって、医療療養病床からの転換による新増設を優先したり、老人保健施設の入所に当たって、療養病床の廃止に伴い退院する者が円滑に転入所できるような工夫を検討している地方公共団体もあるので、参考とされたい。

事務連絡
平成18年6月30日

各都道府県医療法担当課（室）
医療保険担当課（室）
介護保険担当課（室） } 御中

厚生労働省医政局総務課
老健局総務課
保険局総務課

療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、療養病床の再編成につきましては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、今般の医療制度改革において実施することとされており、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等も講ずることとしているものであります。

療養病床については、本年7月1日に医療療養病床について医療区分等に基づく診療報酬が施行されるとともに、介護保険移行準備病棟や経過型介護療養型医療施設に関する報酬・基準も同日に施行されることとなっており、今後、再編成に関する照会等が本格化することが見込まれます。

こうしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、以下の諸点について必要な体制の構築や対応等をお願いいたします。

(1) 患者や住民、医療機関等からの相談・照会に応じる相談窓口の開設

患者や住民、医療機関等の相談窓口の開設については、既に4月13日に開催した療養病床に関する説明会においても依頼したところでありますが、関連部局で調整の上、改めて必要な体制について検討し、住民、医療機関の利便に資する一元的な相談体制を構築し、周知を図られるようお願いしたい。

また、住民から相談があった場合には、4月13日の説明会でお配りした資料を適宜ご活用いただきながら、情報提供願うとともに、必要に応じて市町村や地域包括支援センター等との連携を図ることにより不安の解消につながるよう、十分な連絡調整体制の確保に配慮されたい。

(2) 患者や住民、医療機関等に対する情報提供の推進

療養病床の再編成については、引き続き広く情報提供を行い、住民や医療機関の疑問や不安の解消に努めることが必要であるので、適宜説明会を開催するなどして情報提供願いたい。

国としても今後とも適宜必要な情報が固まり次第、情報提供することとしているのでよろしく願いたい。

(3) 情報収集と国への情報提供

各都道府県において把握した患者や住民、医療機関等からの相談状況や都道府県内の報道状況等以下の点について、厚生労働省として統一した連絡先を設けたので、下記連絡先に情報提供していただくようお願いする。

国としても今後地域ケア整備構想（仮称）の策定に向けた地域ケア整備指針（仮称）の策定を行うなど、療養病床の円滑な再編成に向けて必要な準備作業を進めることとしている。7月10日に開催する医療制度改革関連法に関する都道府県説明会においても適宜資料提供を行う予定であるので、各都道府県におかれてもそれぞれの地域での今後の対応方針について整理・ご検討をお願いしたい。

- ① 都道府県における住民・医療機関に対する相談体制の構築状況
〔7月7日（金）まで：様式自由〕
- ② 療養病床に入院している患者（家族を含む）・療養病床を有する医療機関から受けた個別の相談状況〔毎月：別紙様式1〕
- ③ 療養病床の再編成に向けた各都道府県の当面の対応方針・スケジュール〔随時：様式自由〕
- ④ 療養病床再編成に関する各地域における報道状況〔随時：様式自由〕
- ⑤ 各月ごとの療養病床数（医療保険適用・介護保険適用）の推移
〔毎月：別紙様式2〕

<上記の情報提供に関する連絡先>

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係 担当：安藤、高橋

E-MAIL：andou-makotoda@mhlw.go.jp

TEL：03-3595-2490（ダイヤル） FAX：03-3595-4010

※別紙様式1及び2については、厚生労働省HP>医療保険>医療制度改革関連資料に掲載予定。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/index.html>

※別紙様式1及び2による情報提供についてはE-MAILにてお願いします。

療養病床の再編成に関する個別相談状況報告書

(平成 年 月分)

都道府県名

(連絡先)

1 療養病床を有する医療機関からの個別相談状況

① 病棟閉鎖及び病床減に関する相談	件
② 病床変更に関する相談	件
③ 介護保険事業計画に関する相談	件
④ 経営に関する相談	件
⑤ 転換助成等に関する相談	件
⑥ 患者の転院先に関する相談	件
⑦ 制度改正の概要に関する相談	件
⑧ その他	件
計	件

(重複回答あり)

2 療養病床に入院している患者(家族を含む)からの個別相談状況

① 退院後の受入れ先に関する相談	件
② ①のうち、入院している施設から転院を求められているもの	件
③ 制度改正の概要に関する相談	件
④ その他	件

(重複回答あり)

(注)毎月末日時点の件数を記載して下さい。

療養病床数(医療保険適用・介護保険適用)の推移に係る報告書

(平成 年 月分)

都道府県名

(連絡先)

1 医療保険適用の療養病床を有する医療機関(病院・診療所)

(1) 病床の増減

前月末現在病床数	床		
今月末現在病床数	床	(前月比	床)
* (別掲)介護保険移行準備病棟への転換			床
病床の減		床	
(内訳)	転換先の病床種別	一般病床	床
		精神病床	床
		療養病床(介護保険適用)	床
	その他()		床
病床の増		床	
(内訳)	転換元の病床種別	一般病床	床
		精神病床	床
		療養病床(介護保険適用)	床
	その他()		床

(2) 施設数の増減

前月末現在施設数	施設		
今月末現在施設数	施設	(前月比	施設)
* (別掲)介護保険移行準備病棟への転換			施設
施設の減		施設	
(内訳)	転換先の施設種別	介護老人保健施設	施設
		介護療養型医療施設	施設
		その他()	施設
	施設の増		施設
(内訳)	転換元の施設種別	介護療養型医療施設	施設
		その他()	施設

2 介護療養型医療施設(介護保険適用)

(1) 病床の増減

前月末現在病床数	床		
今月末現在病床数	床	(前月比	床)
* (別掲)経過型介護療養型医療施設への転換			床
病床の減			床
(内訳)	転換先の病床種別	一般病床	床
		精神病床	床
		療養病床 (医療保険適用)	床
	その他()		床
病床の増			床
(内訳)	転換元の病床種別	一般病床	床
		精神病床	床
		療養病床 (医療保険適用)	床
	その他()		床

(2) 施設数の増減

前月末現在施設数	施設		
今月末現在施設数	施設	(前月比	施設)
* (別掲)経過型介護療養型医療施設への転換			施設
施設の減			施設
(内訳)	転換先の施設種別	介護老人保健施設	施設
		その他()	施設
施設の増			施設
(内訳)	転換元の施設種別	()	施設
		()	施設

(注1)毎月末日時点の数値等を記載して下さい。

(注2)「その他」に該当する種別が複数ある場合は、適宜行数を増やして記載して下さい。

(注3)1施設の転換で、転換先が複数ある場合は、該当する転換先施設種別を全て記載して下さい。

療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について

療養病床の再編成については、今後、照会等が本格化する見込みであり、各都道府県において、再編成に関する相談体制の構築や対応等の充実が必要。

相談窓口の開設（ワンストップサービス）

＜関連部局での調整の下、住民、医療機関の利便に資する
一元的な相談体制の構築 等＞

I 患者や住民、医療機関等に対する情報提供の推進

○住民や医療機関の疑問や不安を解消するための説明会の実施 等

II 情報収集と国への情報提供

○療養病床の再編成に関する情報の収集

○以下についての国への情報提供

- ・住民・医療機関に対する相談体制の構築状況
- ・患者や医療機関からの個別の相談状況
- ・療養病床の再編成に向けた対応方針・スケジュール
- ・療養病床の再編成に関する報道状況
- ・各月ごとの療養病床数の推移

都道府県において実施

療養病床の再編成に伴う経過型介護療養型医療施設、 介護老人保健施設等の指定基準及び介護報酬

1 基本的な考え方

- 療養病床の再編成については、
 - ①療養病床については、医療の必要性の高い患者を受け入れるものに限
定し、医療保険で対応する
 - ②医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅、居住系サー
ビス又は老人保健施設等で受け止めることで対応する
ことを基本方向としている。
- このような基本方向に沿った療養病床の転換を進めるため、平成23年度
末までの経過措置として、介護療養型医療施設について、医師、看護職員等
の配置が緩和された「経過型介護療養型医療施設」を創設するとともに、介
護療養型医療施設及び医療療養病床から転換する場合に限り、介護老人保健
施設の設備基準を緩和する。

2 具体的な内容

①指定基準の見直し

介護療養型医療施設における経過措置

- 平成23年度末までの経過的な類型として、経過型介護療養型医療施設
を創設することとし、人員・設備に関する基準は以下のとおりとする。

(人員に関する基準)

- ・医師の配置を2名以上とする。
- ・看護職員、介護職員の配置をそれぞれ①又は②のとおりとする。
 - ① 療養病床を有する病院の場合 8 : 1以上、4 : 1以上
 - ② 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合
5 : 1以上、6 : 1以上

(設備に関する基準)

- ・現行の廊下幅の基準を内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内
法1.6m以上）とする。

介護老人保健施設における経過措置

- 介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設に
ついては、
 - ① 1床当たりの面積基準を6.4㎡以上とする。
 - ② 廊下幅の基準については、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、
内法1.6m以上）とする。
- ※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。

短期入所療養介護（介護給付・予防給付）における経過措置

- 介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の人員設備基準と同様の見直
しを行う。

②介護報酬の見直し

介護療養型医療施設

(基本単位)

- 経過型介護療養型医療施設の基本単価については、指定基準の見直しを踏まえ、新たに設定する。

【介護療養施設サービス費（病院）】

療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ）（従来型個室）

要介護1	671単位/日
要介護2	781単位/日
要介護3	889単位/日
要介護4	980単位/日
要介護5	1,071単位/日

療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ）（多床室）

要介護1	782単位/日
要介護2	892単位/日
要介護3	1,000単位/日
要介護4	1,091単位/日
要介護5	1,182単位/日

【老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費（精神科病院等）】

認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ）（従来型個室）

要介護1	742単位/日
要介護2	809単位/日
要介護3	876単位/日
要介護4	944単位/日
要介護5	1,011単位/日

認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ）（多床室）

要介護1	853単位/日
要介護2	920単位/日
要介護3	987単位/日
要介護4	1,055単位/日
要介護5	1,122単位/日

(加算)

- 経過型介護療養型医療施設の加算については、在宅復帰・在宅生活支援重視型施設への移行を念頭に、現行の介護療養型医療施設において算定可能な加算に加え、新たに以下のものを算定できることとする。

- ・ 試行的退院サービス費（療養型経過型介護療養施設サービス費のみ）

短期入所療養介護（予防給付・介護給付）

- 経過型介護療養型医療施設における短期入所療養介護については、施設サービス費における基本単位を踏まえ、新たに報酬設定を行う。

3 施行期日

平成18年7月1日